

「さが文化芸術活動サポート補助金」 質疑応答集

問1 この制度の目的を教えてください。

本補助金は、県内に活動の本拠を置く文化芸術団体が、自ら行う創造的な舞台公演や、作品展示活動などを支援することで、本県の文化芸術団体の活動がさらに活性化し、また、本県の文化芸術活動の裾野の拡大につなげていくことを目的としています。

問2 補助の対象となる「文化芸術団体」を教えてください。

県内に本拠を置き活動している文化芸術団体が対象です。法人格を持たない任意団体も対象となりますが、下記の要件を充たす必要があります。

- ① 団体の概要を示す書類（会則等）を備え、会員を有する団体であること。
- ② 交付申請日の属する年度の前年度及び前々年度の2年間において、本県内における申請内容と同規模程度の公演又は展覧会開催実績がある団体であること。
(申請時に規約、団体の過去の活動実績等について資料を提出いただきます。)

問3 どのような事業が補助対象となるのでしょうか。

事業区分	対象経費	補助率・上限額
① 舞台公演	舞台公演に必要な経費（県内開催に限ります。） ※定期的な練習に係る経費は除きます ・会場使用料及び付帯設備使用料（公演当日、リハーサル、搬入・搬出に係るもの） ・会場設営費（音響、照明等経費） ・備品購入費（舞台装置、大道具、小道具、衣装） ・広告宣伝費（新聞広告、TVCM等） ・印刷費（チラシ・ポスター、入場券等） ・輸送料（大道具、楽器等運搬費） ・交通費（出演者交通費）レンタカー用以外のガソリン代除く ・宿泊料 ・出演料及び謝金 ・消耗品費（衣装代、事務用品等を除く） 以上	補助率：対象経費の1/2 （千円未満の端数がある場合は、その端数は切り捨てる。） 上限額 30万円 ただし、集客規模（※）1,000人以上の舞台公演の場合は、上限額100万円 ※会場収容人数及び公演回数、過年度実績により判断する

<p>② 作品展示活動</p>	<p>作品展示に必要な経費（県内開催に限ります。） ※展示作品の制作に係る経費は除きます</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会場使用料及び付帯設備使用料（設営から撤去までの期間に係るもの） ・会場設営費（照明等経費） ・備品購入費（展示用什器、温湿度計、照度計） ・広告宣伝費（新聞広告、TVCM等） ・印刷費（チラシ・ポスター、入場券） ・輸送料（展示物等運搬費・保険料等） ・交通費（出演者交通費）レンタカー用以外のガソリン代除く ・宿泊料 ・謝金 ・消耗品費（衣装代、事務用品等を除く） <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>補助率：対象経費の1/2 （千円未満の端数がある場合は、その端数は切り捨てる。）</p> <p>上限額 30万円</p>
-----------------	---	--

※補助事業の実施により収益が発生する場合、対象経費から収益分を除くことは行いません。

※交付申請日の属する年度内に自ら支払った経費であることが銀行振込明細書、領収書等により確認できるもののみ、対象経費とします。

※社会通念上、公金支出にふさわしくない経費（飲酒を伴う懇親会費、打ち上げ費、接待費）は対象経費としません。

問4 自ら行う創造的な舞台公演、作品展示活動とは、どういうことを指すのでしょうか。

この補助制度の目的は、問1でもお答えしたとおり、県内に活動の本拠を置く文化芸術団体が、自ら企画して、主としてその会員が出演して行う舞台公演や、自ら企画して、主としてその会員の作品の展示会等を行うことを支援するものです。

県内の文化芸術団体が事業主体となっても、会員は出演・創作せず、企画・運営だけを行う場合は支援の対象とはなりません。

これらの活動を支援することで、県内の文化芸術団体の活動がさらに活性化し、また、本県の文化芸術活動の裾野の拡大につなげていくことを目的としています。

問5 実行委員会組織などの任意団体で、構成員に占める県外者の割合などの制約がありますか？

あります。

この補助制度の目的は、問1でもお答えしたとおり、県内に活動の本拠を置く文化芸術団体が、自ら企画して、主としてその会員が出演して行う舞台公演や、自ら企画して、主としてその会員の作品の展示会等を行うことを支援することで、県内の文化芸術団体の活動がさらに活性化し、また、本県の文化芸術活動の裾野の拡大につなげていくことを目的としています。

その目的からすれば、県内に活動の本拠を置く文化芸術団体とはいえ、申請時点においてその活動の本拠が県外であったり、その会員の過半が県外在住者によって占められている場合には、県内に活動の本拠を置く文化芸術団体と認められない場合があります。

問6 舞台公演、作品展の開催にあたり、入場料を徴収する場合は補助金が減額されますか。

減額されません。

この補助制度の目的は、県内に活動の本拠を置く文化芸術団体が、自ら企画して、主としてその会員が出演して行う舞台公演や、自ら企画して、主としてその会員の作品の展示会等を行うことを支援することで、県内の文化芸術団体の活動がさらに活性化し、また、本県の文化芸術活動の裾野の拡大につなげていくことを目的としていることから、当該企画自体を質の高い企画とするためにも、また、今回の補助対象事業を実施することによってその後の活動がさらに活性化していくためにも、入場料を徴収して企画を実施していくことが好ましいと考えています。したがって、当該事業を有料企画とすることで、補助金額を減額することはありません。

問7 県内の音楽関係者が、実行委員会を組織し、コンサートを開催する場合、補助事業の対象となりますか。

申請する実行委員会が、「県内に活動の本拠を置く文化芸術団体」であり、自ら企画して、主としてその会員が出演して行うコンサートで、かつ、「創造的」なものであると認定されれば、補助対象となると考えられます。

「創造的」なものといえるか否かについては、本補助金を活用して、「これまで実施していた活動よりも規模や質において一歩進んだ企画となっているか」により、判断します。

問8 県外で行われる活動も補助対象となりますか。

対象となりません。本補助金は、県内に活動の本拠を置く文化芸術団体が、自ら行う創造的な舞台公演や、作品展示活動などを支援することで、本県の文化芸術団体の活動がさらに活性化し、また、本県の文化芸術活動の裾野の拡大につなげていくことを目的としており、その効果が、補助対象となった文化芸術団体の支援にとどまることなく広がっていくことを企図していることから、対象を県内での公演等に限って補助対象としているものです。

問9 補助金の審査は誰がどのように行うのでしょうか。

本補助金は佐賀県文化課アーツコミッション担当で所管しています。アーツコミッション担当では、県内の様々な文化芸術関係者の活動をさらに発展させ、佐賀への集客や地域づくりに活かしていくための活動を行っており、文化や観光、街づくりに知見を有する8名のアドバイザーボード委員を任命しています。

本補助金は、本県の文化芸術団体の活動がさらに活性化し、また、本県の文化芸術活動の裾野の拡大につなげていくことを目的としており、アーツコミッションのアドバイザーボード委員の知見を十分活用できるため、当該アドバイザーボードによる審査会にて審査することとしています。